

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月19日
【ファンド名】	パインブリッジ・イレブンプラス＜毎月決算型＞
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白勢 菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【臨時報告書の提出理由】

追加型証券投資信託「パインブリッジ・イレブンプラス＜毎月決算型＞」（以下「当ファンド」といいます。）について、信託の終了（繰上償還）の予定があるため、下記の通り金融商品取引法第24条の5第4項の規定および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．信託終了（繰上償還）年月日

2023年8月31日（予定）

異議申立において、異議を申立てられた受益者の受益権の合計口数が基準日（2023年6月21日）現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、信託終了（繰上償還）を行います。

ロ．信託終了（繰上償還）に係る決定に至った理由

当ファンドは2006年9月28日に設定後、投資信託財産の成長を目指して運用を行ってきました。純資産総額は200億円を超えるまでに増加しましたが、その後は減少の一途をたどり、2023年3月末現在で約10.5億円となっています。受益権総口数についても、投資信託約款に定めている10億口を割り込む状況となっています。このため、効率的な運用を行うことが困難な状況が続いています。弊社では、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてきましたが、今後、純資産総額の大幅な増加を期待するのは難しい状況となっています。このため、投資信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に基づき、信託を終了することとしました。

ハ．信託終了（繰上償還）に係る決定に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

当ファンドの信託終了（繰上償還）につきましては、2023年6月21日時点の当ファンドの知られたる受益者に対し、書面を交付することにより通知します。また、同日付の日本経済新聞朝刊に公告を行います。